

# 第二次 多摩市再犯防止推進計画



令和8年度 ▶ 令和12年度



令和8年3月策定

多摩市





## はじめに

近年、全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約 5 割で推移しており、多摩市としてもほぼ同じ状況となっています。犯罪や非行の背景には、社会とのつながりが希薄で、社会的な孤立の状態にあることが要因として挙げられています。昨今は「闇バイト」と呼ばれる犯罪の内容を明らかにせず犯罪の実行者を募集するもの等、SNSを通じて若者が詐欺に加担するケースが増加しており、社会的問題になっています。犯罪は、貧困や疾病、厳しい生育環境等、立ち直りに多くの困難を抱えるものが少なくありません。犯罪をした者の課題に対し、切れ目ない支援を継続して実施していくことが重要です。



令和 7 年 6 月 1 日に「拘禁刑」という新しい刑罰が施行されました。「拘禁刑」では懲らしめの意味合いでの刑務作業が無くなり、高齢者や障がい者、依存症の人など、受刑者の特性に合わせて必要な指導をすることとされています。拘禁刑創設の最も大きな目的は、受刑者の再犯防止と社会復帰を推進することです。受刑者が社会に戻って再び罪を犯すことがないように、立ち直りを重視し、個々の受刑者が抱える問題に応じた指導や教育プログラムを提供しています。

多摩市では、令和 3 年 12 月に「多摩市再犯防止推進計画」を策定し、就労・住居の確保をはじめとした再犯防止に資する取組の充実を図るとともに、保護司会・更生保護女性会をはじめとした関係団体の方々との連携を深め、「顔の見える関係」を構築してきました。

この度、新たに策定しました「第二次多摩市再犯防止推進計画」は、国の「第二次再犯防止推進計画」及び「第二次東京都再犯防止推進計画」を上位計画とし、令和 6 年度に日野市・稲城市・多摩市の 6 市が協働して策定した「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3 市共通理念」を基に策定しました。本計画においても犯罪や非行をした者の立ち直りに向けて本市で進めている、住居・就労の確保や、保健医療・福祉サービスによる支援等の各種施策を通じて、再犯の防止や更生保護等につながる取組を行います。

犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰することができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯防止に資する取組を引き続き、推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係団体の皆様をはじめ、各場面で貴重なご意見・ご提言をお寄せくださった皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月

多摩市長 阿部 裕行

# 目次

I 計画の策定について	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	2
(4) 対象者	2
(5) 取組方針	2
(6) 計画の推進体制	2
II 計画の背景	3
(1) 再犯防止に向けた国の取組	3
(2) 再犯防止に向けた東京都の取組	5
III 重点課題（項目）と主な取組	6
(1) 計画の体系	6
(2) 主な取組	6
重点課題1 就労・住居の確保等	6
重点課題2 保健医療・福祉サービスの促進等	10
重点課題3 非行の防止・学校と連携した修学支援等	16
重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	19
重点課題5 再犯防止のための連携体制の整備等	23
重点課題6 3市共通で行う取組	24
参考資料	25
1 全国の状況	26
2 多摩市の状況	28
3 多摩市再犯防止推進計画策定の経緯	31
再犯の防止等の推進に関する法律 概要	32
【国】国第二次再犯防止推進計画の概要	34
第二次東京都再犯防止推進計画の概要	35

## (1) 計画策定の趣旨

全国における刑法犯の認知件数\*は、平成 8 年以降毎年戦後最多を記録し、平成 14 年にはピークを迎えました。平成 15 年以降は減少を続け、令和 3 年には戦後最小を記録するなど全国的に減少傾向にあります。

一方、多摩市を管轄する多摩中央警察署管轄内における刑法犯認知件数は、令和 3 年まで減少していましたが、令和 4 年以降は増加傾向にあります。なお、刑法犯の検挙件数\*は減少傾向にあり、初犯者数は減少し続けています。刑法犯による検挙者の再犯者率は高止まりしており、令和 5 年は 45.9%と、検挙者の約 2 人に 1 人の割合と未だ高い水準にあります。

誰もが安心して暮らすことができるまち、「セーフ シティ」の実現を図るためには、犯罪を未然に防ぐことだけでなく、再犯防止対策を推進することが不可欠です。地域で生活を送るために、助けを必要としながら支援に繋がっていない犯罪をした者等の孤立を防ぎ、地域社会の一員として社会復帰することができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域共生社会におけるソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の考え方にに基づき、関係者や関係機関と連携を図りながら「息の長い」支援を行っていくことが求められています。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐に渡る施策による支援が必要となるため、基礎自治体である市の役割が極めて重要ですが、これらを特定の部署が全ての役割を担うのではなく、各関係部署と有機的に連携しながら取り組んでいく必要があります。

犯罪をした者等が地域社会にいち早く復帰することができるよう、再犯防止のための支援のあり方を示すとともに、その必要性について広く啓発を行うため、第二次多摩市再犯防止推進計画を策定します。

\*認知件数：警察が犯罪の発生を確認（認知）した件数のこと

\*検挙件数：認知件数のうち、警察が被疑者に処分を与えた件数（事件の送致・送付等）

## (2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法\*第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画や東京都の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

閣議決定（令和 5 年 3 月 17 日）した第二次再犯防止推進計画に基づき、東京都の策定した第二次再犯防止推進計画を上位計画とし、第二次日野・多摩・稲城 3 市共通理念を基に多摩市の現状に沿って策定した計画です。

本計画は、再犯防止のための施策だけでなく、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進など、市民へ提供している各種施策で、再犯防止に資する取組となるものや、副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取組を記載します。

再犯防止に資する取組として行政施策を記載するだけでなく、民間協力者等の役割等が記載された計画を策定することで犯罪をした者等の円滑な社会復帰を後押しし、市民の犯罪被害を防止するとともに、地域住民に対する啓発を行うことで安全で安心して暮らせるまちを実現します。

地域福祉計画における「地域共生社会の実現」を含め、関連する分野別の計画と緊密な連携をとるものとします。

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

### (4) 対象者

本計画における対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

#### ■再犯防止推進法 附帯決議

本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分<sup>1</sup>の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

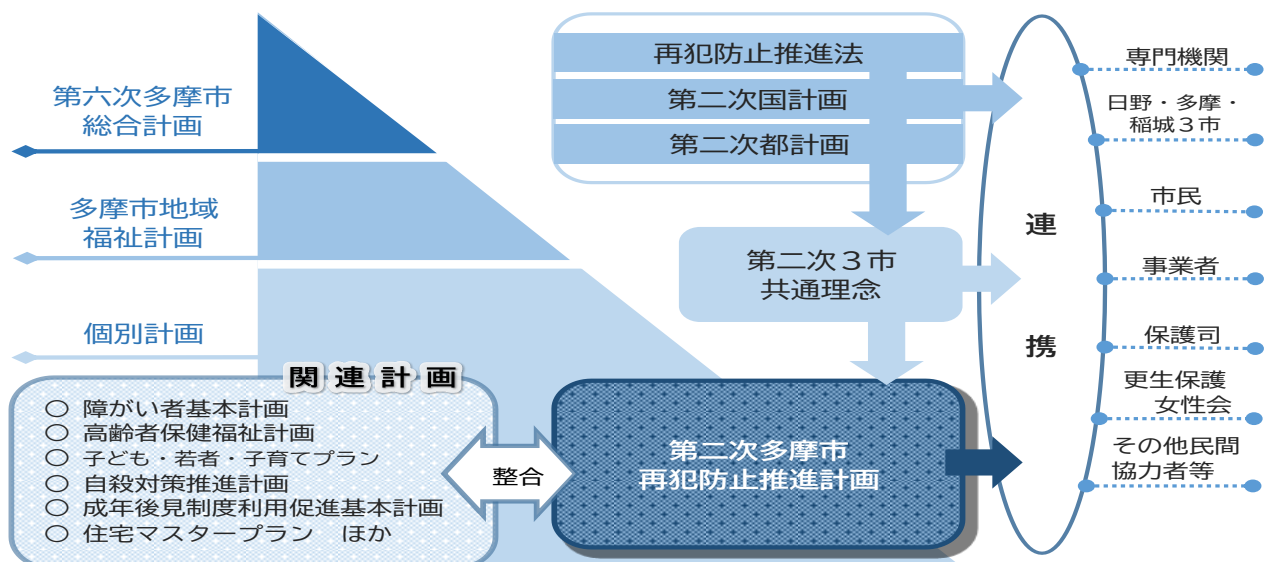
### (5) 取組方針

国や東京都の基本方針等を踏まえ、3市共通理念で定めた基本方針を基に、多摩市では次の6つの重点課題を推進します。

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑤ 再犯防止のための連携体制の整備等
- ⑥ 3市共通で行う取組

### (6) 計画の推進体制

本計画は、各重点課題に沿った行政施策及び民間協力者等の諸活動について、再犯防止に資する事業を取りまとめています。計画の推進にあたり、多摩市地域福祉計画に内包される計画であることから、多摩市地域福祉計画推進市民委員会にて各施策の具体的な内容を把握し、意見交換を行いながら取組を進めてまいります。



## 国や東京都における再犯防止に関する動向

- 平成**
- 14年 全国における刑法犯の認知件数がピークとなる。(285万4061件)
  - 15年 犯罪対策閣僚会議が設置され、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定
  - 17年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(いわゆる「骨太の方針」)に初めて「再犯の防止」を盛り込む。
  - 24年 犯罪対策閣僚会議において、日本で初めて刑事政策に数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定
  - 25年 再犯防止対策の推進を盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定
  - 26年 犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を決定
  - 28年 ・犯罪対策閣僚会議において、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」を決定  
・「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)の公布・施行
  - 29年 「再犯防止推進計画」(以下「国計画」という。)を閣議決定
  - 30年 薬物乱用対策推進会議において「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を策定
- 令和**
- 元年 ・全国における刑法犯の認知件数が戦後最小を更新(74万8559件)  
・「東京都再犯防止推進計画」(以下「都計画」という。)の策定  
・犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～」を決定
  - 5年 ・「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定
  - 6年 ・「第二次東京都再犯防止推進計画」の策定

### (1) 再犯防止に向けた国の取組(「令和5年版再犯防止推進白書」より)

国は、2003年(平成15年)に犯罪対策閣僚会議を開催し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 「世界一安全な国、日本」の復活を目指して -」を策定して以降、犯罪対策において、再犯を防止することが必要かつ重要であるとの認識の下、2012年(平成24年)に「再犯防止に向けた総合対策」を、2014年(平成26年)に「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を、それぞれ犯罪対策閣僚会議で決定するなど、様々な再犯防止対策を講じてきました。

そのような中、2016年(平成28年)12月、議員立法により、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。))が成立し、施行されたことを受け、2017年(平成29年)12月、2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)未までの5年間を計画期間とする、国として初めてとなる再犯防止推進計画(以下、「第一次国計画」という。)を閣議決定しました。第一次国計画等に基づき、例えば満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進等、様々な取組を進めてきました。しかし、第一次計画による取組によっても、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合(以下、「再犯者率」という。)は、依然として50%近くで高止まりしていること等を受け、第一次国計画による取組を検

証し今後の課題を整理しました。以上を踏まえ、国・公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯防止の取組を更に深化させ、推進していくために、2023年（令和5年）3月、「第二次再犯防止推進計画」（以下、「第二次国計画」という。）を閣議決定しました。第二次国計画においては第一次計画の重点課題を踏まえつつ、第二次計画の策定に向けた基本的な方向性に沿って、次の5つの基本方針と7つの重点課題を設定しています。

### 【基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 【重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

## (2) 再犯防止に向けた東京都の取組（「第二次東京都再犯防止推進計画」より）

都内の刑法犯検挙人員は大幅に減少しているものの、検挙数における再犯者率は約5割であり、大きな割合を占めています。（令和4年法務省提供資料）

犯罪のない、安全・安心な日常の生活を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。このことは、誰もが孤立することなく再出発できる社会、「誰一人取り残さない」包摂性のある社会の実現にもつながります。

東京都は、これまで、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨と第一次東京都再犯防止推進計画（以下「第一次都計画」という。）に基づいて、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進してきました。更生保護や再犯防止施策は、刑事施策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障がいがある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、これまでの取組の検証を踏まえるとともに、令和5年3月17日に閣議決定された第二次国計画の内容を勘案し、第二次東京都再犯防止推進計画（以下「第二次都計画」という。）を策定しました。この計画は、第二次国計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、次の6つの重点課題に取り組むこととしています。

### 【重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の強化等

## コラム1 拘禁刑創設の趣旨・矯正処遇課程について

（東京保護観察所立川支部）

令和7年6月1日に「拘禁刑」という新しい刑罰が施行されました。

明治40年に刑法が制定されて以来、日本の刑罰は主に、刑務所での労働などの刑務作業が義務付けられた「懲役」と、こうした作業の義務がない「禁錮」に分かれていましたが、今回の刑法改正に伴い、「拘禁刑」に一本化されました。

依存症回復処遇課程、高齢福祉課程等、基本的な処遇類型を設け、処遇の目標、作業と指導の組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定し、個々の事情も考慮して処遇を実施します。

### Ⅲ 重点課題（項目）と主な取組

#### （１）計画の体系

##### 基本方針

- ① 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援
- ② 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施
- ③ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- ④ 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発
- ⑤ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

##### 6つの重点課題

- 重点課題1 就労・住居の確保等
- 重点課題2 保健医療・福祉サービスの促進等
- 重点課題3 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 重点課題4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 重点課題5 再犯防止のための連携体制の整備等
- 重点課題6 3市共通で行う取組

#### （２）主な取組

##### 重点課題1 就労・住居の確保等

###### 【施策】

- (1) 就労の確保等
- (2) 住居の確保等

#### （１）就労の確保等

##### 【現状と課題】

安定した生活を営むため、就労が重要である事は言うまでもありません。

刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に無職であった者は約7割にものぼります。また、仕事に就いていない者（無職者）の再犯率は、仕事に就いている者（有職者）の再犯率と比べても約3倍と高く、安定した就労が再犯リスクを軽減するために必要です。

しかし、犯罪をした者等が求職活動を行うにあたっては、求職スキルが身につけていない場合が多いことや、前科等の経歴が就職への困難課題となることが多く、また、就職をしたとしても、基

本的なマナーや社会生活を送るうえで必要な対人関係の形成や維持のための能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係がうまく構築できず、または、本人の能力とはミスマッチな職業に従事することから離職に至ってしまう場合があります。

一方、雇用側の支援については、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または、雇用しようとする事業主である「協力雇用主」の登録者数が少ない現状です。また、協力雇用主でありながら、実際には犯罪をした者等の雇用には至っていない企業等も存在しています。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化等を行っています。

#### 【本市の具体的な施策】

##### 一般的な就労に関するもの

###### ○ しごと・くらしサポートステーション 【生活福祉課】

多摩市では、「しごと・くらしサポートステーション」を設置し、就労・心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助言・就労支援を行います。

###### ■ 自立相談支援事業

相談者の困りごと、不安などを聞き、抱える課題を整理し、解決方法を一緒に考えます。

###### ■ 就労準備支援事業

就労者基本的なコミュニケーション、生活習慣に課題を抱える市民の支援を行います。カウンセリングやボランティア、就労体験など、就労に向けて、あるいは就労に結びつかない場合でも本人にとっての「自立の第一歩」を目指して支援を行います。

###### ■ 就労支援事業

一般就労に向けた支援を希望する方の支援を行います。

###### ○ 就業労働相談事業 【経済観光課】

市民の就労機会の拡大を目的に、ハローワーク府中と多摩市が共同して運営する地域職業相談室として「永山ワークプラザ」を設置し、国や都、地域企業と連携して面接会等を実施することで、直接的な就労機会を提供します。

##### 障がい者施策の就労に関するもの

###### ○ 障がい者チャレンジ雇用・就労支援事業 【障害福祉課】

多摩市では、障がい者を会計年度任用職員として期間を定めて雇用し、その業務経験を通じて、一般企業等への就職の実現を図り、障がい者の雇用及び就労を促進し、地域社会における自立に寄与します。

○ 障がい者就労支援事業 【障害福祉課】

障がい者の一般就労の機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるように就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

新規就労者の開拓とあわせ、既就労者については、契約内容相談や定期的な訪問等を行うことにより、職場定着の充実を図ります。

○ 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】

障害者総合支援法が定めるサービスの総称で、生活能力や仕事のスキルを身に着ける訓練を提供し、利用者のニーズに応じて、自立した日常生活又は社会生活ができるよう訓練や支援を行います。また、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援や、単身での居住に必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や臨時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

利用者の状況に応じて、グループホームへ入居し、共同生活を行いながら社会性などを身に着けることが出来るよう、サービスを提供します。

また、障害福祉サービスに関する利用支援や、利用者に応じた地域以降支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行い、スムーズに地域で安心して暮らしていけるよう支援を行います。

**高齢者施策の就労に関するもの**

○ 多摩市シルバー人材センター事業 【高齢支援課】

多摩市シルバー人材センターでは、就業により社会参加を希望する高齢者に対し、様々な就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいや生活における充実感の獲得を図ります。

## (2) 住居の確保等

### 【現状と課題】

地域で安定した生活を営むためには、まず、定住先が確保されていることが重要です。

刑務所等からの満期出所者の約4割が適当な住居が確保されないまま出所しており、これらの者は出所後、比較的短期間のうちに再犯に至っています。こうした課題について、法務省の行ったアンケートによると、地域社会に定住先を確保できない要因として、賃貸契約時の連帯保証人の確保が困難なことや出所者の経済基盤がぜい弱なことなどが課題として挙げられております。

政府においても、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホーム\*の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めているところです。しかし、これらは、一時的な居場所に過ぎないため、更生保護施設等を退所した後は地域に安定した住居を確保していくことが課題となっています。

---

\*自立準備ホーム：刑務所・少年院などを出所（院）した後、帰る住居がない犯罪をした者等が自立できるまでの間の受け入れ先として、ホームレス支援団体などのあらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が保有する宿泊場所。

## 【具体的な施策】

- 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】  
再掲（P.8 参照）

- しごと・暮らしサポートステーションの設置 【生活福祉課】  
再掲（P.7 参照）

### ■ 住居確保給付金事業

経済的に困窮し、住宅を失った又は失うおそれのある方に対し、原則3か月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の賃主に支給することで、就職に向けた活動及び就労への支援を行います。また、令和7年度からは転居費用に対する補助も開始しています。

対象者に対し、定期的にハローワークに職業相談を行うほか、しごと・暮らしサポートステーションの面接等を行い、ハローワークの就労支援ナビゲーターとしごと・暮らしサポートステーションの支援員によるチーム支援を行います

- 多摩市居住支援相談窓口の設置 【都市計画課】

住宅確保要配慮者を対象に、住替え先を探すための相談や不動産店への同行などの入居時の支援のほか、公営住宅への案内等、生活や住まいに関する相談に応じ、様々な面で一体的な支援を行います。

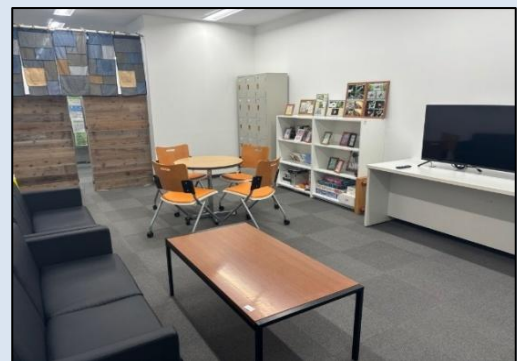
## しごと・暮らしサポートステーション（くらサポ）

お仕事や家計の問題とあわせて、精神的な問題、ご家族の問題など、さまざまな課題を抱えた方々のための公設の無料相談窓口です。居住支援相談窓口も併設しています。



▲くらサポ入口

家庭に居場所がない、ひきこもりで相談相手がない、生きづらいなどの悩みを抱えた方が、日中を安心して過ごせる「居場所」（愛称：永山ベース）があります。



▲永山ベース

【施策】

- (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等
- (2) 薬物依存を有する者への支援等
- (3) 生活困窮者支援等

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援等

【現状と課題】

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、他の年代に比べて高くなっています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短く、刑事施設への入所度数は高い傾向にあることが明らかとなっています。

高齢者又は障がい者等矯正施設出所後に福祉的支援を必要とする者に十分な支援が行き届かないことで、再犯に至ってしまう場合もあるため、地域で社会福祉施設への入所等の適切な福祉サービスを円滑に利用することができる体制の整備が必要となっています。

【具体的な施策】

～障害編～

○ 地域活動支援センター事業 【障害福祉課】

障害の種別に関わらず、障がい者及びその家族を対象に地域での生活支援等に関する様々な相談に応じ、また、基礎的事業や機能強化事業等の各種サービスの利用について支援を行い、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

障害者差別解消法に関連した権利擁護や啓発活動等の充実を図ります。

○ 多摩市地域自立支援協議会 【障害福祉課】

地域の障がい者の様々な問題に対し、地域の関係機関等と連携し支援体制について協議することを目的とした「多摩市地域自立支援協議会」を設置し、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むための取組を推進します。

○ 障害福祉サービス事業 【障害福祉課】

再掲（P.8 参照）

～高齢編～

○ 地域包括支援センター運営事業 【高齢支援課】

高齢者が地域で生活していくために、総合的なマネジメントを狙い支援を行う中核機関として、市内6か所に設置し、介護や権利擁護の相談支援を行うほか、包括的・断続的なケアなどを行うため、地域のネットワークづくりを推進します。

○ 認知症施策推進事業 【高齢支援課】

認知症地域支援推進員を中心として、認知症支援のネットワーク形成を図りながら、イベントや講演会等の実施、認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座を実施し、認知症に対する正しい知識の普及啓発や相互理解を推進します。認知症の方やその家族が住み慣れたまちで安心して暮らしていけるまちづくりに寄与するため、「認知症の人の社会参加推進事業」を推進します。

○ 生活支援体制整備事業 【高齢支援課】

地域で高齢者の生活を支える活動を創設するため、地域の高齢者の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するために、多様なサービス提供主体間の協議の場を設置し、また、市民の主体性に基づき運営される住民サービス等の担い手の養成など、地域課題に応じた取組を行います。

○ 高齢者見守り相談窓口事業 【高齢支援課】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携して、専門的な見守りを行い、必要な支援につなげるとともに、地域における高齢者の身近な相談窓口を作ることにより、高齢者が安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与します。

【市内団体等の活動】

○ 多摩市社会福祉協議会

多摩市社会福祉協議会は、だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくりの推進を図り、幅広く各関係団体等との連携を行います。

■ 権利擁護センターの設置

権利擁護センターを設置し、福祉サービスの利用を支援するほか、成年後見制度の普及啓発を図ります。

■ 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉コーディネーターを配置し、地域共生社会の実現に向けて、地域生活課題の対応、相談・支援体制の強化、地域のつながりの再構築などを市と連携し、地域の多様な課題の解決が図れるよう支援（コーディネート）します。

○ 多摩市民生委員協議会

民生委員・児童委員は、つねに住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障がい者など、地域をとりまく困りごとの相談に応じ、行政をはじめとする各関係機関へつなぐパイプ役として市民の福祉の増進を図ります。民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民が安心して相談できるよう、個人情報取り扱いには十分配慮して活動を行います。

多摩市社会福祉協議会権利擁護センターでは、主に福祉サービス利用援助事業や成年後見制度利用支援事業などを行っています。

福祉サービス利用援助事業は、市内で在宅生活を送っている高齢者や障がい者を対象に、利用者との契約に基づき①福祉サービスの利用支援を基本として、オプションで②日常的金銭管理サービス、③書類等の預かりサービスを行っています。

①福祉サービスの利用支援は、デイサービスやヘルパーなど福祉サービスの利用についての相談や情報提供、福祉サービスの利用契約・解約の手续支援、福祉サービス利用料の支払いなどの支援を行うサービスです。

②日常的金銭管理サービスは、家賃や公共料金等の支払い状況の確認や支払い支援、預貯金の預入・払戻などの日常的な金銭管理支援を行うサービスです。

③書類等の預かりサービスは、権利証や年金証書、預貯金通帳、実印などの重要な書類等を金融機関の貸金庫で保管してお預かりするサービスです。

なお、本人の判断能力の著しい低下により福祉サービス利用援助事業の契約ができない場合や、契約後に判断能力が低下し契約の継続が難しい場合は、成年後見制度の利用支援も行っています。成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力が無いもしくは不十分な方を保護するために、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理や契約をはじめとする法律行為などを行う制度です。

過去に万引きなどの罪を犯した人の中には、認知症や障害が起因している場合もあります。前述した事業や制度を活用して、日々の見守りや福祉サービスの利用、金銭管理などの支援を受けることにより、安定した生活を送ることができれば、再犯を防止することができるのではないかと思います。

福祉サービス利用援助事業、成年後見制度の利用については、多摩市社会福祉協議会 権利擁護センターにご相談ください。

## (2) 薬物依存を有する者への支援等

### 【現状と課題】

全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は近年減少傾向にあり、令和元年度からは1万人を下回っています。一方、近年、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあり、令和5年度は69.2%となっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、また薬物依存症の患者である場合もあるため、その再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要であると考えられます。薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査開始以降、一貫して増加しており、適切な支援が求められています。

### 【具体的な施策】

#### ○ 薬物乱用防止教育 【教育指導課】

危険ドラッグなど薬物乱用の防止を目的に、全校で教育課程に位置づけ、警察等の関係機関と連携して薬物乱用防止教室を年1回以上実施します。

#### ○ 薬物乱用防止推進事業 【健康推進課】

東京都薬物乱用防止推進多摩市協議会が市と連携を図りながら、キャンペーンやポスター・標語の募集を中心とした薬物乱用防止の普及・啓発を行っていきます。

## コラム3 保健所における薬物依存症等の相談支援、薬物乱用防止対策について

(南多摩保健所)

保健所の業務の1つに、保健師による健康相談があります。アルコール依存症や薬物依存症の相談支援もその中に含まれます。アルコールや市販薬等の合法の薬物、違法薬物の乱用に関する相談も対象です。既に医療や支援機関に繋がっている方も、まだ医療等に繋がっていない方、当事者の方だけでなくご家族の方々もご相談いただけます。

状況に応じて専門相談機関をご案内するなど、他の相談機関と連携を図りながら支援していきます。また相談対応のプロセスで、当所が連携している専門職とも相談しながら、より効果的な支援を提供できるよう努めています。

特に、薬物の乱用でお悩みの方々は、「通報されてしまうかも」と心配し、相談の敷居が高くなりがちなのではないでしょうか。ご家族・ご本人だけで問題を抱え込み、課題の改善が先送りになってしまうのは残念なことです。すぐに課題が解決することは稀で、丁寧に課題を紐解き解決を目指していくため、時間が掛かることもしばしばですが、一緒に解決策を考えていきますので、まずは相談することで状況変化の第一歩を踏み出して頂きたいと考えています。

このほか保健所では、東京都薬物乱用防止推進多摩市協議会が行う薬物乱用防止に関する諸活動を円滑に推進できるように連絡会を開催し、今後の活動に生かせるように支援を行っています。

### (3) 生活困窮者支援等

#### 【現状と課題】

前述のとおり、犯罪をした者等は、就労や住居の確保が不安定であり、適切かつ十分な支援が受けられず、生活困窮状態に陥ってしまうことがあります。そしてそれは、本人の就労意欲などに反し、再び罪を犯してしまう動機に繋がります。

犯罪をした者等の中には、自立した生活を営むための基盤である住居や就労が確保できず、生活困窮状態に陥ることで再び罪を犯してしまうケースが年代を問わず多く存在しています。

このような生活困窮状態に陥った犯罪をした者等が、複合的な課題を一つひとつ解決できるよう適切な出口支援を受け、継続的にそれらを利用できる体制の整備が必要となっています。

#### 【具体的な施策】

#### ○ しごと・くらしサポートステーションの設置 【生活福祉課】

再掲 (P.7 参照)

#### ■ 家計改善支援事業

家計に課題を抱える市民とともに、家計状況を「見える化」し、家計を改善する支援を行います。

#### ○ 生活困窮者等支援事業 【生活福祉課】

訪問支援(アウトリーチ)・同行支援を含め、生活保護に至る前の段階からの相談支援を行い、多角的な視点で相談者及びその世帯全体を支援します。

#### ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 【生活福祉課】

受験のための学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用の捻出が困難な市民に対し、必要な資金を貸し付けることにより、教育の機会を提供します。

#### ○ ひとり親家庭自立支援給付金事業 【子ども・若者政策課】

ひとり親家庭の経済的な自立を促進するための知識・技能取得のための支援を行います。

#### ○ ひとり親家庭相談事業 【子ども・若者政策課】

母子・父子自立支援員が経済的なことや仕事のこと、家族関係にかかわることなど生活全般について相談を受け、助言、各種制度の紹介、専門窓口との連絡などにより問題解決のための支援を行います。

#### ○ 子どもの学習支援事業 【子ども・若者政策課】

経済的に困窮する世帯の中高校生世代を対象とした学習支援を生活福祉課と連携して実施し、進級や進学、自立などの学習面・生活面の支援を行います。

○ 生活保護制度（生活保護法外事業） 【生活福祉課】

生活保護制度は、病気や高齢、働き手の死亡、失業その他様々な事情で生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、その自立を促進します。

生活保護を受給する世帯に対し、その自立支援に要する生活保護法外の経費を一部支給し、就労・社会参加活動、学習環境の整備等を支援し、自立促進を図ります。

○ 就学援助 【学校支援課】

家庭の経済的な理由により就学させることが困難な児童の保護者に対し、就学に伴う費用の一部を援助し、小・中学校における義務教育の円滑な遂行を図ります。

○ 多機関協働による相談支援体制の構築 【生活福祉課・企画課】

「多摩市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて、相談支援体制を強化するため、「だれひとり取り残さない」支援体制を多機関協働で構築します。

○ 地域包括支援センター運営事業 【高齢支援課】

再掲（P.10 参照）

【市内団体等の活動】

○ 多摩市社会福祉協議会

再掲（P.11 参照）

■ 生活福祉資金制度

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に無利子または低利福祉資金・教育支援資金等の他、緊急小口資金の貸し付けを行っています。

また、失業等により、生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取組への支援と生活費等の貸付を行う総合支援資金があります。

○ 多摩市民生委員協議会

再掲（P.11 参照）

■ 生活福祉資金の面談等による相談支援

民生委員・児童委員は、社会福祉協議会事業の「生活福祉資金制度」における対象者との面談に立ち会い、対象者が抱える生活上の問題に対し、相談支援や必要な支援を受けられるよう関係機関に繋ぐなどの解決に向けた支援を行います。

## 【施策】

## (1) 非行の防止・学校と連携した修学支援等

## (1) 非行の防止・学校と連携した修学\*支援等

## 【現状と課題】

全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入院者の24.4%、入所受刑者の33.8%が、中学校卒業後、高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の56.9%、入所受刑者23.8%が高等学校を中退している状況にあります。2023年（令和5年）の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は172人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率はそれぞれ46人、26.7%であり、希望するものの進学できない出院者が一定数いることも確認できます。また、小・中学校における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、子どもたちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況が見受けられます。あわせて、インターネットやスマートフォンの利用が普及し、教員や保護者などの大人が見えないところで被害者、又は加害者にならないとは限りません。子どもたちの安心・安全な環境を守るため、こうした新たな課題への対応が必要となってきます。非行の未然防止や青少年健全育成のため、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援や修学支援など、学校のみならず地域における関係機関等との連携を行い、様々な取組を推進する必要があります。

## 【具体的な施策】

## ○ 教育相談事業 【教育センター】

教育相談は、主に、中学生以下の子どもの情緒や不登校等の心配、学校での悩みやいじめなど、広く教育に関する相談を行います。保護者の方やお子さん自身のほか、学校など、子どもに関わる機関の方からの相談も受け付けています。また、必要に応じて、関係機関と連携し、早期解決・改善のための支援を行います。

## ○ 子どもパートナー事業 【教育指導課】

学校になじめないなど課題のある児童・生徒を対象に実施し、大学やこども家庭センター等の関係機関と教育委員会が連携してサポートすることで、課題のある児童・生徒への早期対応を図ることにより、不登校や非行の解決、防止を図ります。

## ○ 学校と家庭の連携推進事業 【教育指導課】

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、地域全体で対応する体制を構築し、地域や学校の実態に即した効果的な取組を推進します。学校の教職員と「家庭と子どもの支援員」との連携体制を作り、生活指導上の諸課題の解決に向けてはたらきかけます。

\* 「就学」と「修学」の違い：「就学」は学校に入ること、「修学」は学びを修めることを指しており、学校に入ることのみならず、学校で様々なことを学び、修めることが再犯防止に繋がると考え、重点課題3内では「修学」を使用。

○ 放課後子ども教室事業 【児童青少年課】

放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得ながら拠点を運営し、遊びやスポーツ・文化活動をはじめ地域の方々との交流活動等の取組を推進します。

○ 地域学校協働活動推進事業 【教育指導課】

市立小・中学校全校に地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの「生きる力」を育むための教育活動を推進します。

○ 学校開放事業 【教育振興課】

子どもたちや、地域住民等の生涯学習・スポーツ等の場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域コミュニティの推進を図ります。

○ 子ども食堂・誰でも食堂 【子ども・若者政策課】

食と交流の場を提供する地域の活動を支援し、子ども・若者の居場所づくりを推進します。

○ しごと・くらしサポートステーションの設置 【生活福祉課】

再掲（P.7 参照）

■ 子供の学習支援事業

子供に対して、学習支援や保護者への進学助言等を行います。

【市内団体等の活動】

○ 多摩市青少年問題協議会

青少年問題協議会は、地域の子どもや若者の健全な育成を図ることを目的として、子どもや若者を取り巻く課題や課題解決に向けた方策について審議・検討や相互連携のための連絡調整を行い、青少年の健全育成に取り組んでいきます。

○ 多摩市民生委員協議会

再掲（P.11 参照）

■ 校区別地区連絡会の実施

民生委員・児童委員が、児童相談所・こども家庭センター・学校とともに主体となり、児童を取り巻く様々な課題や保護者からのニーズなどの情報を共有し、理解を深め、それぞれの活動の一助となるよう連携します。

■ ケース会議への参加

こども家庭センターで実施されるケース会議に参加し、児童それぞれの個別の状況を把握し、地域での見守り活動や相談支援の一助となるよう連携します。

## ○ 日野多摩稲城 BBS 会

日野・多摩・稲城地区保護司会が主体となり、日野多摩稲城 BBS 会を立ち上げています。BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な立場の非行少年等に対し、「兄」や「姉」のような身近な立場で接し、相談・学習支援を行い、立ち直りや自立を支援します。

### コラム4 日野多摩稲城 BBS 会の活動について

(日野多摩稲城 BBS 会)

BBS とは、Big Brothers and Sisters Movement の略称です。BBS の活動は、100 年前にアメリカで始まり、日本では 75 年前から続いています。その名のとおり、兄や姉のような身近な存在から、問題を抱えた少年たちの成長を支援するとともに、犯罪や非行のない社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約 4,000 人の会員が活動しています。

現代社会において、非行ばかりではなく、貧困、いじめ被害、不登校等様々な問題を抱えた少年たちに寄り添い、問題意識を持って取り組みをしています。

令和 4 年 12 月に発足した当地区 BBS 会は、令和 6 年 10 月から新メンバー大学生 4 人で活動中です。大学生として多忙な生活を送る中、更生保護活動への理解を深めようと、定期的にテーマを決め、様々な分野の方からお話を聞くなど自分たちの活動に繋げようと、毎月勉強会を開催しています。

また、毎月の勉強会の他に少しずつ具体的な活動を始めています。

#### ①多摩地区の他の BBS 会と東京保護観察所立川支部との定期会議に出席

多摩地区 BBS 会の全体活動への参画、他地区との情報交換などを 行っています。

#### ②「社会を明るくする運動」に参加

保護司会・更生保護女性会や関連団体と一緒に啓発活動を行います。

#### ③グループワークの実践

「少年に、健全な余暇の過ごし方を提供する」を趣旨とし、「紫翠苑」(更生保護施設)の苑生との交流に取り組んでいます。

今後は、学校との連携として小学校・中学校に出向き、生きづらさを抱える子どもたちが増える中、学習支援の活動などをするとともに、同じ目の高さに立って、話し相手となり彼らの成長や悩みの手助けに取り組むことを検討しています。

スタートしたばかりの当地区 BBS 会ですが、現在の会員 5 人は明るい社会を目指す BBS 会の活動に意欲的に取り組んでいます。新しい仲間が加わればもっと活動の幅が広がります。

### コラム5 更生保護女性会の活動について

(日野・多摩・稲城地区更生保護女性会多摩分区)

更生保護女性会は犯罪や非行に陥った人達の立ち直りを見守り、青少年の健全な育成を助け予防するボランティア団体で、女性達が集う民間組織です。

全国規模に展開しており、全国で 12 万人の会員がいます。(東京都 9,000 人、日野多摩稲城 130 人) 更生保護協力団体の 1 つとしてその地域の実情に即した活動をしています。

多摩分区では、法務省主唱の社会を明るくする運動を保護司会と共催し市内中学校への出前授業に参加、薬物乱用防止活動、子供支援活動、学童クラブへ「ぬりえ」配布広報活動パネル展示、更生保護施設への協力援助、研修会の実施、社明作文コンテストの表彰やミニ集会、ふれあい行事等に取り組んでいます。

【施策】

(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

(1) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

【現状と課題】

犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等を行っている保護司や、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために活動しています。

犯罪をした者等の社会復帰においては、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得て、地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方が必要です。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があります。

市民に対し、民間ボランティアの存在や活動を促進し、周知するとともに、その広報・啓発活動の推進等を行うことが必要となります。

【具体的な施策】

○ 民間協力者との連携強化 【福祉総務課】

犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、各種行政サービスを受け、スムーズに社会復帰することが可能となるよう、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区や日野・多摩・稲城地区更生保護女性会多摩分区などの民間協力者に対し必要な情報を提供し、連携を強化します。

○ 南多摩保護観察協会への負担金交付 【福祉総務課】

地域における更生保護活動や、青少年健全育成の活動を支援するために、南多摩保護観察協会に対し負担金を交付します。

○ 更生保護活動への支援【福祉総務課】

社会を明るくする運動事業に対し、各地域団体のPR活動や事務補助、補助金の交付を行い、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区をはじめとした関係団体が負担を感じることなく活動できるよう支援を行います。

また、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区が更生保護活動を円滑に行うことができるよう、面接を行う場所の確保に協力します。

○ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援【福祉総務課】

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアに取り組む民間協力者が抱える高齢化や充足率の減少などの地域をとりまく課題や、再犯防止に関する施策が身近なものではない等の課題に対し、広報・啓発活動の推進などの継続的支援を行います。

## 【市内団体等の活動】

### ○ 日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間ボランティア）です。社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者等の更生支援を行うとともに、犯罪の予防のための啓発活動を実施し、暮らしの安全を守るまちづくりの推進に寄与します。

### ○ 社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。多摩市では、7月の強調月間を中心に、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区をはじめ、更生支援活動に寄与する地域団体による啓発活動を実施します。そのほか、保護司が講師となり中学生に対し授業を行うなど、少年非行の防止に努める活動を行います。

### ○ 日野・多摩・稲城地区保護司会保護司候補者検討協議会

保護司になり得る人材の発掘のため、東京保護観察所立川支部及び日野・多摩・稲城地区保護司会、市職員で連携を行い、検討するための協議会を開催します。

### ○ 多摩稲城防犯協会

地域における防犯活動をはじめ、青少年の健全育成や環境浄化のための活動を効果的に推進し、多摩中央警察署と一体となって、「犯罪のない明るい街づくり」を推進するボランティア団体として、警察、自治体が発信している情報を活用し、地域の犯罪実態に即した防犯パトロール等の地域安全活動の積極的推進、防犯講習会、各種訓練の開催等の犯罪抑止対策活動の推進、広報啓発活動等の「安全・安心まちづくり」に向けた取組の推進等、様々な防犯活動により、管内犯罪発生件数の減少等に寄与します。

### ○ 南多摩保護観察協会

八王子地区、町田地区、日野・多摩・稲城地区の3保護区を所轄しており、犯罪予防活動、更生保護、青少年健全育成の目的のため、「社会を明るくする運動」や、保護司会をはじめとする更生保護活動団体、青少年問題協議会等の関係機関と連携し、暮らしの安全を守るまちづくりの推進に寄与します。

### ○ 日野・多摩・稲城地区更生保護女性会多摩分区

女性の立場から犯罪をした人への更生保護活動を実施し、犯罪のない明るい地域社会の実現及び青少年の健全育成を目的とした活動を行います。家庭や非行の問題について、地域住民と話し合う場を設け、犯罪・非行予防活動を推進しています。また、刑務所や少年院等への慰問を行い、更生に関する理解を深め、普及啓発活動を実施しています。「社会を明るくする運動」にも参加協力します。

### ○ 日野多摩稲城 BBS 会

再掲（P.18 参照）

- 多摩市社会福祉協議会  
再掲 (P.11 参照)

■ 支え合い・たすけあい活動の推進

地域をとりまく様々な課題は、地域住民同士で支え合い、たすけあうことが必要です。自治会単位等の住民同士が、お互いに顔が見える関係性を構築し、話し合いなどの方法で、課題解決に導いていく仕組みづくりを推進するため、保護司や民生委員・児童委員などの民間協力者等と連携を図るとともに、声掛けや見守りなど、日常的に住民同士の交流を行います。

コラム6 日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区の活動について

(日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区)

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤国家公務員で、更生保護（犯罪や非行に陥った人の更生）に従事する無給のボランティアです。具体的には、対象者の保護観察と生活環境調整のほか、犯罪予防活動を行っています。このような活動を効率的に行うため日野・多摩・稲城の三市で地区保護司会を組織し、日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区が多摩市を担当しています。保護司会では、「対象者と向き合う」ために、更生保護施設等の視察研修や事例研究などの研修を行い、自己啓発に努めています。

法務省主唱で行っている「社会を明るくする運動」は、～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。地域への浸透を図るため、市長が推進委員長となり市毎に推進委員会を組織して運動を行っています。多摩分区では、市内3駅で街頭啓発活動を行ってきましたが、猛暑の状況を鑑み令和7年度は室内講演会形式で実施するなど、工夫をしながら普及啓発活動を行っています。また、更生保護女性会とともに、7月の社会を明るくする運動強調月間中に、横断幕やのぼり旗の設置、パネル展示を行うなど、皆さんに知っていただく機会を増やせるよう考えています。

また、保護司は学校運営協議会・青少協地区委員会等に参加することで、学校や地域諸団体と連携し広く地域に根差した活動にも注力しています。

多摩分区には現在28名の保護司がいます。いま保護司ができることは何か。対象者と向き合い、二度と犯罪の道に戻らないように指導すること、また、引受人、家族や雇用主との環境調整が大切と考えています。「社会を明るくする運動」などを通して再犯防止の取組を知っていただくと嬉しいです。

「更生保護施設」は、刑務所や少年院から出所・出院した人や保護観察中の人で、身寄りがなく、帰るべき住居がないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間、必要な支援などを行い、自立を援助することで、その再犯や再非行の防止に貢献しています。

更生保護施設は、現在、全国に102施設があり、そのうち18施設が東京都内にあり、18施設中3施設が女子施設です。全て民間の非営利団体によって運営されています。更生保護施設においては、宿泊場所や食事の提供はもとより、その実情等に応じて、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行い、処遇の充実に取り組んでいます。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により、特に自立が困難な者を受け入れ、円滑な福祉支援等につなげる取組や、規制薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。そのほかにも、施設を退所した人などに対し、地域で自立した生活が送れるよう継続的な支援を実施しています。

更生保護施設紫翠苑は八王子市内にある定員20名の女子施設です。刑務所に入る人は、検察庁に送られた人のうちのわずか約2%で、そのうち、女子受刑者の割合は約1割と言われており、その中でも引受先がない人の割合はより少ないと思われますので、かなり生活条件が苦しい方を収容していることとなります。当苑では、既述の支援の他、これまでの施設運営の経験から、薬物を使用している方への支援の方法、不適切な行動を繰り返す方に対する、適切な話の聞き方、気持ちの伝え方、問題の調整の仕方等の助言をさせていただくことも可能です。

お困りの方は、是非、御連絡ください。

【施策】

(1) 再犯防止のための連携体制の整備等

(1) 再犯防止のための連携体制の整備等

【現状と課題】

再犯の防止等の推進に関する法律第5条において、国及び地方公共団体は、相互に連携を図るほか、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならないと定められています。

また、同法第24条において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を講ずる努力義務が課せられています。

多摩市では、国や東京都のほか、日野・多摩・稲城地区保護司会などの民間の団体との連携を行うとともに、そのつながりを生かし、「第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」を令和6年度に策定しました。

今後も、より一層の連携の強化や、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体との協働が求められています。

【具体的な施策】

○ 日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換会の実施 【福祉総務課】

日野・多摩・稲城地区保護司会と、その事務局を担う3市の所管課で年に1度意見交換会を実施します。講師を招き、犯罪や非行をはじめとした地域をとりまく課題・現状等への理解を深めるとともに、地域ごとの現状や行政の取組などの情報提供を行い、顔の見える関係性を作り、連携していきます。

○ 多摩市における再犯防止施策の促進及び連携の確保 【福祉総務課】

多摩市における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取組ます。

○ 民間協力者との連携強化 【福祉総務課】

再掲 (P.19 参照)

○ 南多摩保護観察協会への負担金交付 【福祉総務課】

再掲 (P.19 参照)

○ 更生保護活動への支援

再掲 (P.19 参照)

○ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援

再掲 (P.19 参照)

【施策】

(1) 3市共通で行う取組

(1) 3市共通で行う取組

【現状と課題】

「再犯防止のための連携体制の整備等」における現状と課題に記載したとおり、日野・多摩・稲城地区保護司会などの民間の団体とのつながりを生かし、第二次3市共通理念を令和6年度に策定しました。

犯罪をした者等が重点課題1～5のような課題を抱えた場合、3市共通理念を基に、3市で連携出来るような環境を整えていく必要があります。

また、支援を必要とする犯罪をした者等が各種サービスを収集できるように情報を提供していく必要があります。

さらに、再犯防止に対する市民の理解促進に向けた取組を幅広く進めていく必要があることから、3市間の連携をより強化していく必要があります。

【具体的な施策】

○ 3市職員勉強会

外部講師による講義の受講や更生保護施設等の見学等を行い、更生支援を学ぶ取組を3市で連携して行います。

○ 3市職員と保護司の意見交換会

日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換を行い、相互の情報について共有します。

○ 各市における社会を明るくする運動の広報

日野・多摩・稲城地区保護司会のうち、各市の分区が主催となって実施されている「社会を明るくする運動」の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を推進します。

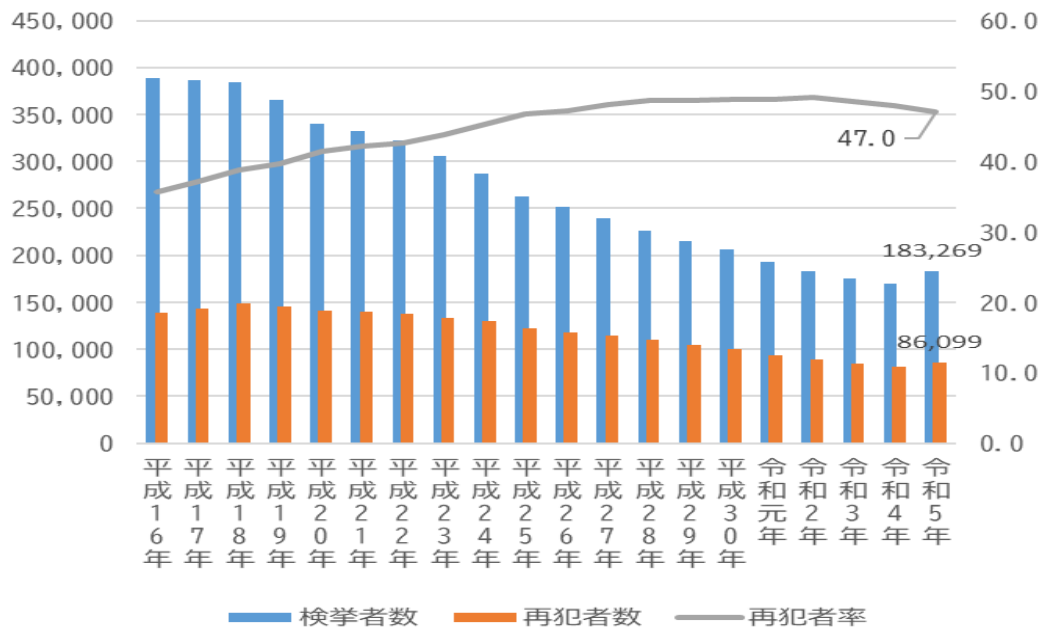
○ 日野・多摩・稲城地区保護司会保護司候補者検討協議会

再掲 (P.20 参照)

## 參考資料

1 全国の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

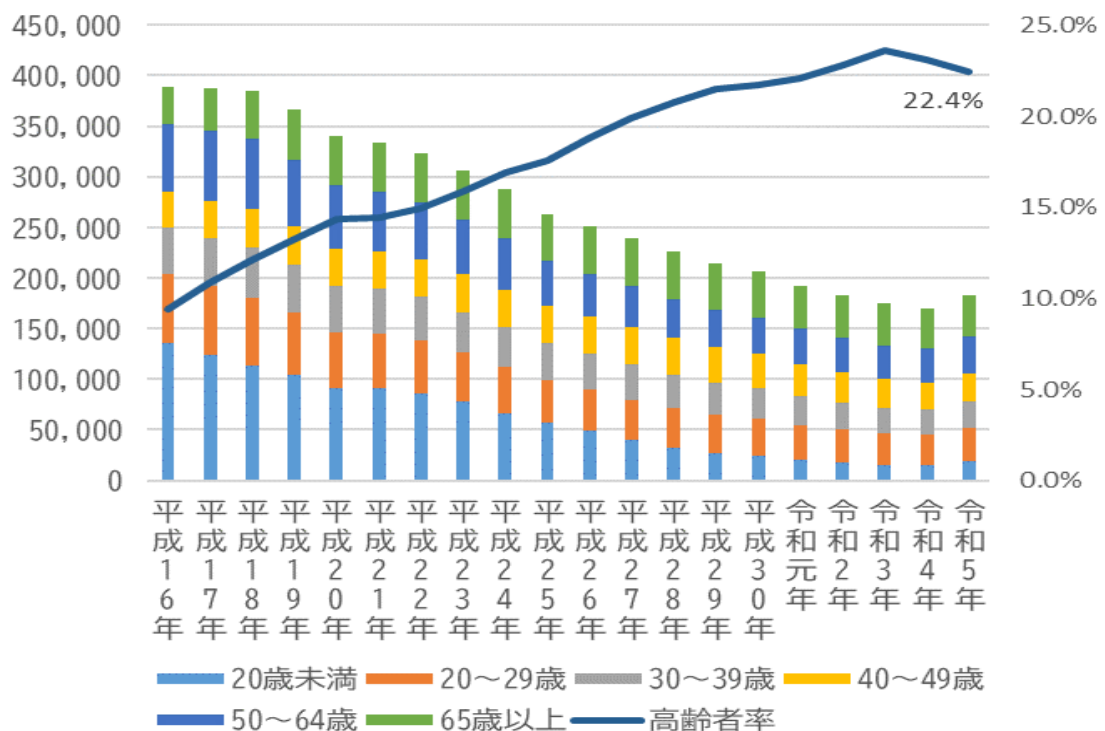


注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

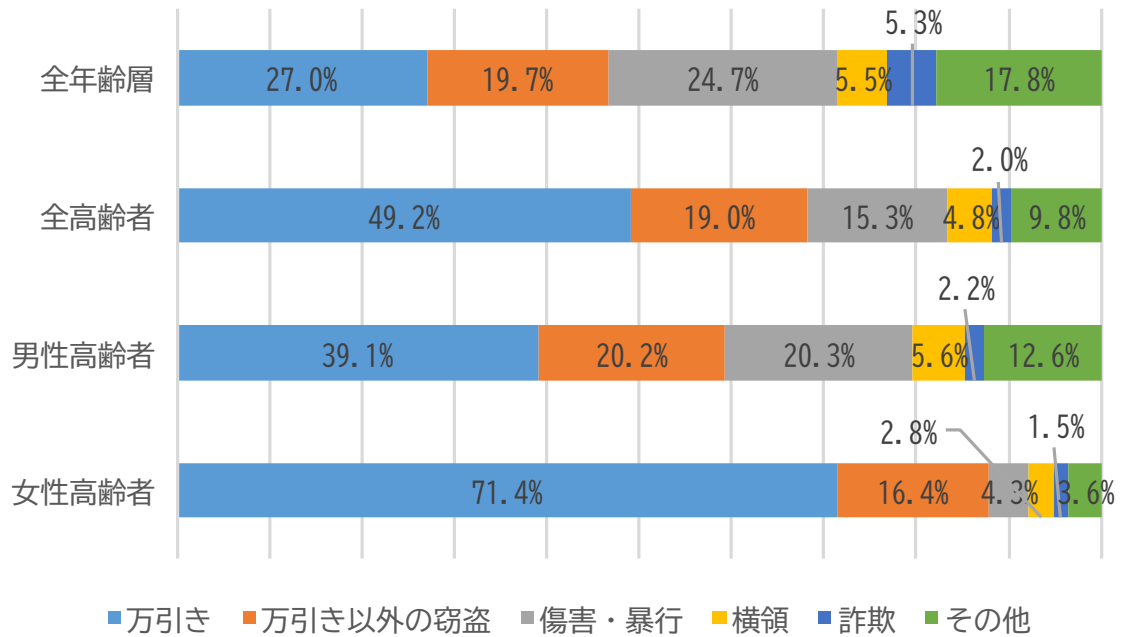
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(2) 刑法犯検挙者（年齢層別）・高齢者の推移

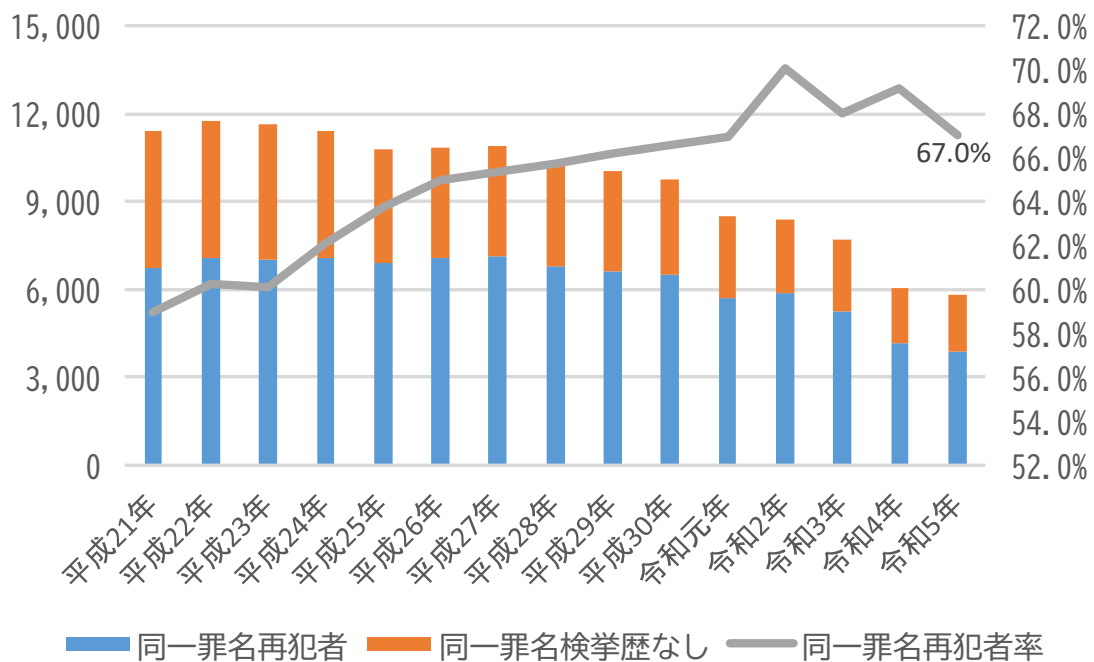


(「警視庁の統計」より。)

(3) 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）（令和5年）



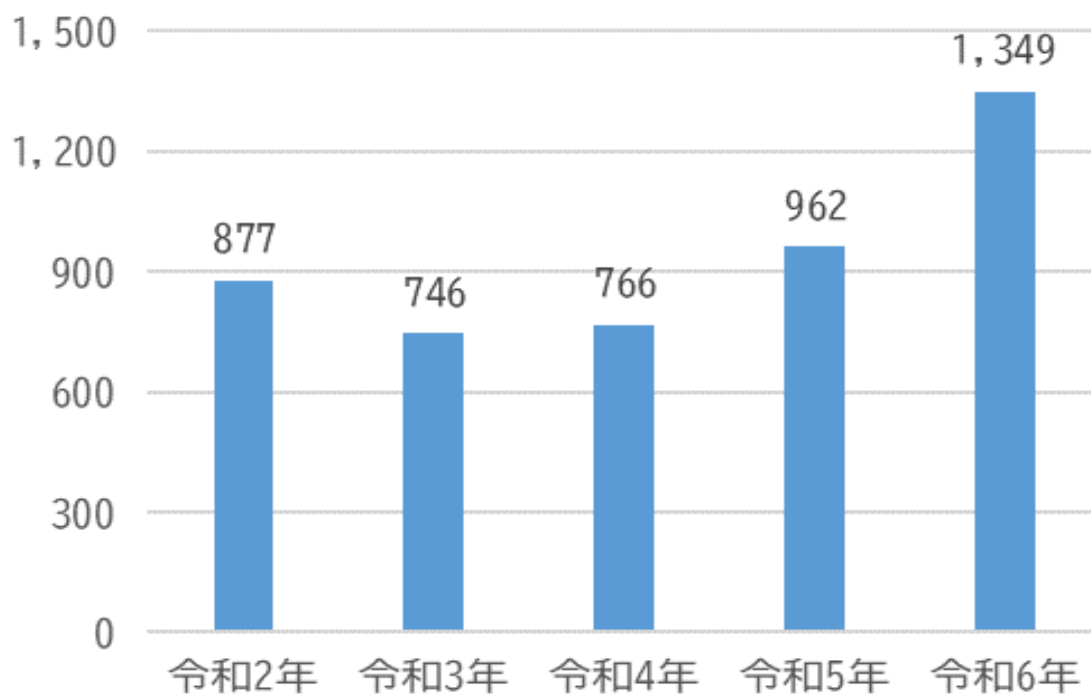
(4) 覚醒剤取締法違反 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯人員等の推移



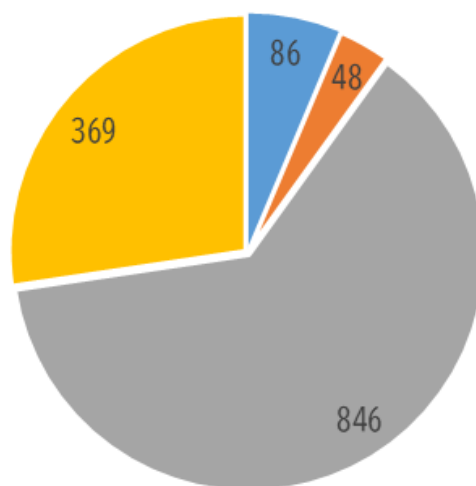
(「警視庁の統計」より。)

## 2 多摩市の状況

### (1) 多摩中央警察署管内における刑法犯認知件数



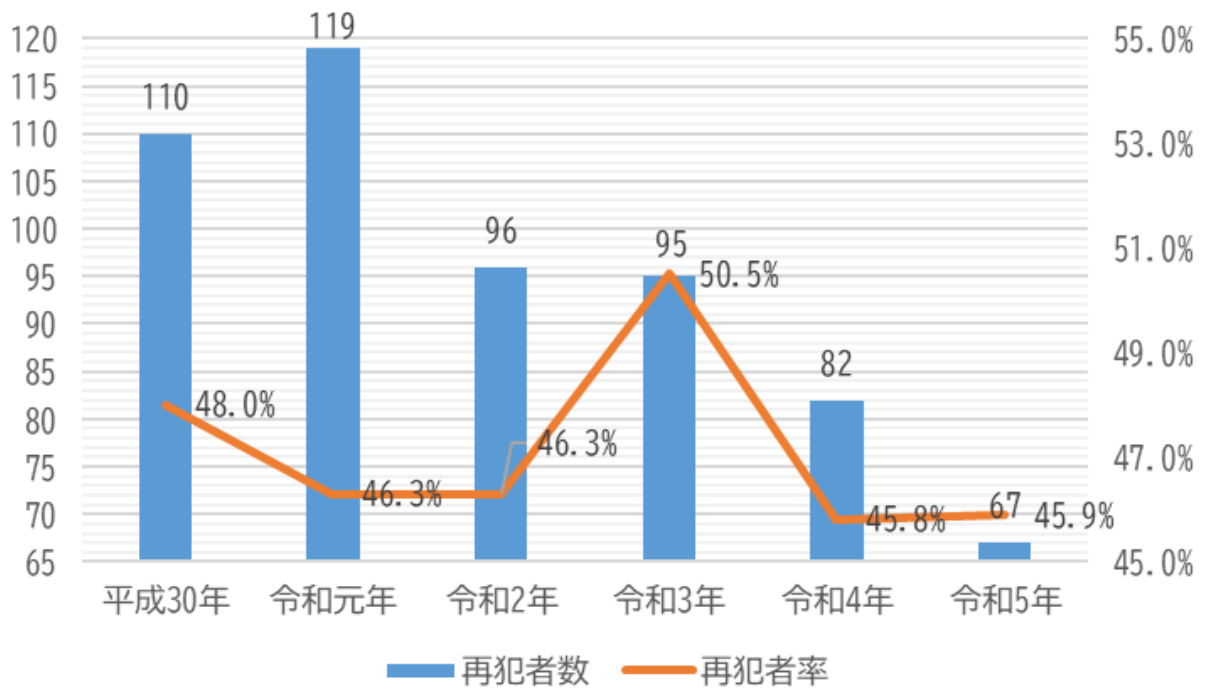
### (2) 多摩中央警察署管内における罪種別刑法犯認知件数（令和6年・合計1,349件）の構成



■粗暴犯 ■侵入窃盗 ■非侵入窃盗 ■その他

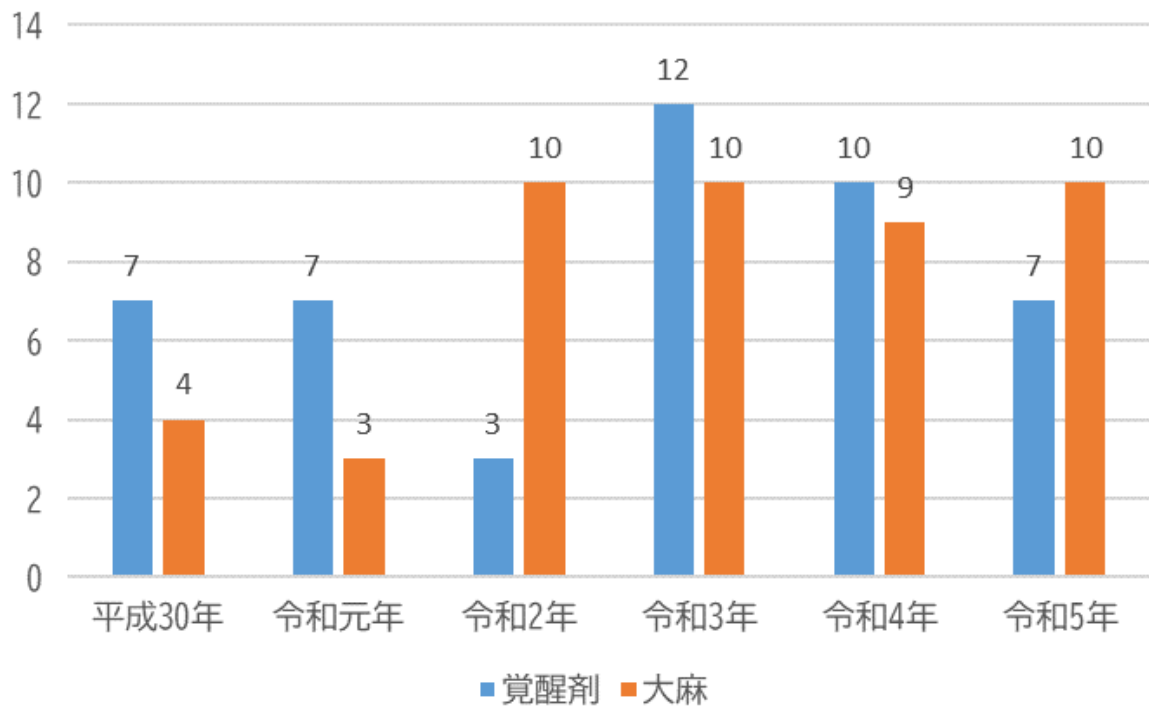
(「警視庁の統計」より。)

(3) 多摩中央警察署管内における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



(法務省 東京矯正管区資料より。)

(4) 多摩中央警察署管内における覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反検挙人員



(「警視庁の統計」より。)

(5) 保護観察\*係属件数（基準日：12月31日）（東京保護観察所立川支部資料より。）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
多摩市	25	24	19	13	12
立川支部管内	825	810	772	657	620
東京都	2,869	2,708	2,411	2,154	2,205

（単位：件）

(6) 生活環境調整\*係属件数（東京保護観察所立川支部資料より。）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
多摩市	26	23	23	14	16
立川支部管内	1,279	1,246	1,167	1,205	1,067
東京都	6,690	6,342	6,068	5,906	5,609

（単位：件）

(7) 保護司数と充足率（基準日：4月1日）（東京保護観察所立川支部資料より。）

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	数	充足率	数	充足率	数	充足率	数	充足率	数	充足率
多摩市	25	83.3%	24	80.0%	27	90.0%	27	90.0%	28	93.3
東京都	3,429	78.4%	3,378	77.2%	3,325	76.0%	3,342	76.4%	3,340	76.3%

（保護司数の単位：人）

\*保護観察：犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

\*生活環境調整：刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。

### 3 多摩市再犯防止推進計画策定の経緯

年	月	実施	内容
平成 28 年	12 月	国	「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行
平成 29 年	12 月	国	「再犯防止推進計画」を閣議決定
令和 元年	7 月	都	「東京都再犯防止推進計画」の策定
令和 3 年	2 月	市	「日野・多摩・稲城 3 市共通理念」策定
	12 月	市	「多摩市再犯防止推進計画策定」
令和 5 年	3 月	国	「第二次再犯防止推進計画」策定
令和 6 年	3 月	都	「第二次東京都再犯防止推進計画」策定
	7 月	市	3 市による打合せ①
	10 月	市	3 市による打合せ②
令和 7 年	2 月	市	健康福祉推進本部：第二次 3 市共通理念の協議
		市	経営会議：第二次 3 市共通理念策定
	3 月	市	市議会（健康福祉常任委員会）：第二次 3 市共通理念策定の報告
	4 月	市	各課事業調査の実施
	7 月	市	地域福祉計画推進市民委員会：計画骨子案の協議
		市	関係機関へコラムの依頼
	9 月	市	地域福祉計画推進市民委員会：計画素案の協議
	11 月	市	健康福祉推進本部：計画素案の協議
		市	経営会議：計画素案の協議
	12 月	市	市議会（健康福祉常任委員会）：計画素案の報告
		市	パブリックコメントの実施
	令和 8 年	1 月	市
2 月		市	健康福祉推進本部：計画原案の協議
		市	経営会議：計画原案の協議及び決定
3 月		市	市議会（健康福祉常任委員会）：計画策定の報告
市		「第二次多摩市再犯防止推進計画」の公表	

# 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

## 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

## 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

## 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

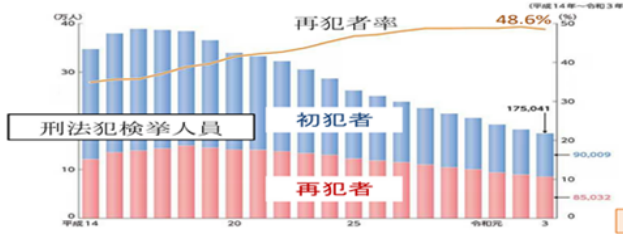
# 【国】第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

## I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

### 第二次再犯防止推進計画策定の経緯

#### 再犯の現状と再犯防止対策の重要性



- 平成28年12月「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月「再犯防止推進計画」閣議決定
- ▶7つの重点課題について、国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

#### 第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
  - ▶矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
  - ▶更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
  - ▶「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
  - ▶地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.1））
- 民間協力者の活動の促進
  - ▶民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

#### 出所受刑者の2年以内再入率の推移



### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

## II 今後取り組んでいく施策

### 7つの重点課題とその具体的施策

#### ① 就労・住居の確保

##### (1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

##### (2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

##### (1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施

##### (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

#### ③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
- 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

#### ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

#### ⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とための保護司に対する支援
- 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

#### ⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
- 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
- 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
- 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

#### ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

#### 7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分数及び再処分率

## 第二次東京都再犯防止推進計画の概要

### 計画の位置づけ

- ・ 再犯防止推進法(平成28年12月施行)に基づき、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画(以下「第一次計画」という。)を策定
- ・ 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国の第二次計画(令和5年3月策定)を勧案し、第二次計画を策定
- ・ 計画期間:令和6年度から令和10年度まで

### 基本的な方向性

- ①東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ②再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- ③住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

### 主な取組

#### 1 就労・住居の確保

##### 【就労の確保等】

- ・ ソーシャルファームの創設を促進(産業労働局)

##### 【住居の確保等】

- ・ 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用(住宅政策本部)

#### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

##### 【高齢者又は障害のある者等への支援等】

- ・ 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施(福祉局)

##### 【薬物依存を有する者への支援等】

- ・ 区市町村等の一次相談窓口と、都立(総合)精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援(福祉局、保健医療局、警視庁)

#### 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

- ・ 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成(生活文化スポーツ局)

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

- ・ 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置(生活文化スポーツ局)

#### 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓蒙活動の推進等

- ・ 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供(生活文化スポーツ局)
- ・ 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成(生活文化スポーツ局)
- ・ 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施(福祉局)

#### 6 再犯防止のための連携体制の強化等

- ・ 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化(生活文化スポーツ局)
- ・ 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催(生活文化スポーツ局)
- ・ 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等(生活文化スポーツ局)

(参考:「東京都HP」より)

## 第二次多摩市再犯防止推進計画

(令和8年度～令和12年度)

印刷物番号

7-50

発行年月：令和8年3月

発行：多摩市

編集：健康福祉部福祉総務課

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

TEL：042-338-6889

FAX：042-338-6881

H P：<https://www.city.tama.lg.jp/>